

令和4年5月

玖珠町農業委員会定例総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等については○で消しています。

玖珠町農業委員会

玖珠町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年5月10日（火曜日） 午後1時30分

2. 開催場所 玖珠町役場 3階 大会議室

3. 出席農業委員

1番 園田 恭子 2番 江藤 徳幸 3番 繁田 郁子
4番 藤本 太一 5番 小野 文隆
6番 武石 俊一（副会長） 7番 安藤 慎八（会長）

4. 出席農地利用最適化推進委員

1番 小雲 基廣 2番 （欠席） 3番 衛藤 榮一
4番 川邊 真八 5番 藤原 善和 6番 渡邊 清文
7番 石井由美子 8番 （欠席） 9番 湯浅 定夫
10番 帆足 智己 11番 松方 洋一 12番 柳井田英徳

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 非農地証明願いについて

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農用地利用配分計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

（相続）

報告第2号 農地法第18条合意解約通知書について

報告第3号 農地所有適格法人要件確認書について

その他

6. 出席農業委員会事務局職員

事務局長 藤原 八栄 主幹（統括） 梅木 嘉子
主査 繁田 寿美

<p>7. 会議の概要</p> <p>事務局長</p>	<p>お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>それでは、ただ今より令和4年5月定例総会を開催します。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大の予防のため、消毒・検温・マスクの着用に、引き続きご協力よろしくいたします。</p> <p>着席して進めさせていただきます。</p> <p>安藤会長あいさつをお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>(あいさつ)</p>
<p>事務局長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会を進めさせていただきます。</p> <p>農業委員定数7名に対して、7名の出席です。玖珠町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告します。</p> <p>次に、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、議長の承認のうえ発言をお願いします。</p> <p>また、総会の開催中は携帯電話をお切りください。</p> <p>それでは、議長の選出ですが、会議規則第4条の規定により会長が議長となります。</p> <p>以後の議事の進行につきましては、会長よろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>本日の議事録署名人を指名します。議事録署名人に、6番副会長、1番委員よろしくをお願いします。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、議決権はありませんが、質疑等ございましたら、各議事の中で、ご意見ををお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請です。</p> <p>番号1、大字森字井出添〇〇〇〇番外1筆で、登記簿地目は田で、面積3, 252㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん。譲受人は、〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、7番会長です。</p> <p>番号2、大字太田字本村〇〇〇番〇外2筆で、登記簿地目は田が</p>

	<p>2筆で、面積1,396㎡で、畑が1筆で、面積588㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇市の〇〇〇〇〇さん。譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、5番委員です。</p> <p>番号3、大字太田字本村〇〇〇番で、登記簿地目は畑で、面積827㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇市の〇〇〇〇〇さん。譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、5番委員です。</p> <p>番号4、大字古後字専道〇〇〇〇番〇で、登記簿地目は田で、面積592㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さん。譲受人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、5番委員です。</p> <p>番号5、大字山田字唐杉〇〇〇〇番〇で、登記簿地目は田で、面積4,294㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇〇〇さん。譲受人は、〇〇の〇〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、3番委員です。</p> <p>番号6、大字戸畑字名倉〇〇〇〇番〇外1筆で、登記簿地目は田が1,905㎡、畑で現況は田が、283㎡で、合計面積2,188㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇〇さん。譲受人は、〇〇の〇〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、4番委員です。</p> <p>番号7、日出生字牧ノ原〇〇〇〇番〇〇で、登記簿地目は田で、面積1,630㎡です。3条の有償移転で、譲渡人は、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇さん。譲受人は、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、7番会長です。</p> <p>以上7件です。</p>
議長	<p>それでは 担当委員の説明ですが、 番号1、7を 私が説明します。 番号2、3、4を 5番委員、 番号5を 3番委員、 番号6を 4番委員、お願いします。</p>
7番会長	<p>番号1の調査結果を報告します。5月8日、推進委員、譲受人の3人で現地確認をしました。土地の所在は、大字森字井手添〇〇〇〇番外1筆で、国道〇〇〇号と県道〇〇〇〇線の交差点から200</p>

<p>5 番委員</p>	<p>m国道を進んだところに位置しております。水稻栽培を中心とした専業農家の譲受人が取得し、耕作する計画です。現況は田で、水稻を作付する計画です。権利の内容は所有権の移転で、所有者が高齢のためという理由で今回の申請に至っております。譲受人の取得後の耕作面積は40a以上あり、通作距離は200m程度で、耕作可能です。譲受人の耕作面積はすべて耕作され、精米所を営んでおり、農業従事者は4名ほどおり、耕作に問題ありません。</p> <p>次に、番号7の調査結果を報告します。5月8日、推進委員と譲受人と現地を確認しました。土地の所在は、大字日出生字牧ノ原〇〇〇番〇〇で、日出生の〇〇〇〇〇から500mほど行った所に位置しております。水稻栽培を中心とした専業農家の譲受人が取得し、耕作する計画です。現在もその土地を耕作しているのは譲受人です。譲受人の経営農地はすべて耕作され、精米所を営んでおり、農業従事者は2名ほどおります。譲渡人が〇〇在住のため、耕作ができないという理由での申請です。以上、報告を終わります。</p> <p>番号2の調査結果を報告します。4月26日、申請者、推進委員と現地を確認をしました。土地の所在は、大字太田、〇〇〇〇〇〇〇の付近になります。水稻栽培を中心として専業農家の譲受人が田と畑を取得し、野菜と水稻を作付する予定です。権利の内容は所有権の移転で、譲渡人が〇〇に住んでおり、遠方に居るため、今までも譲受人が耕作していましたが、有償で譲り受けるということになったそうです。譲受人の取得後の耕作面積は40a以上あり、通作距離は200m以内で、耕作可能です。譲受人の経営農地はすべて耕作されて、農機具はトラクター、コンバイン等がそろっており、農業従事者は2名おり、耕作に問題ありません。</p> <p>番号3の調査結果を報告します。同日、申請者と現地を確認をしました。土地の所在は、番号2の近くです。水稻栽培を中心として兼業農家の譲受人が所得し、耕作する計画です。今回の土地は畑ですが、以前から申請者が野菜を植えており、今回譲り受けるということでの申請です。譲受人の取得後の耕作面積は40a以上あり、通作距離は100m以内で、耕作可能です。譲受人の経営農地はすべて耕作されて、農機具はトラクター、コンバイン等がそろっており、農業従事者は本人で、耕作に問題ありません。</p> <p>番号4の調査結果を報告します。4月26日、申請者と推進委員と現地を確認を行いました。土地の所在は大字古後字専道で、〇〇</p>
--------------	--

	<p>○に近い所になります。地目は田ですが、現況は野菜を植えて、畑として利用しています。以前から耕作されていますが、今回所有権の移転をすることになったそうです。譲受人の取得後の耕作面積は40a以上あり、場所は自宅の横で、耕作可能です。譲受人の経営農地はすべて耕作されて、農機具はトラクター、田植え機等がそろっており、農作物は道の駅などに出しているそうです。</p>
3 番委員	<p>番号5の調査結果を報告します。5月2日、譲受人と推進委員と現地確認をしました。土地の所在は、○○の○○○○から農免農道を○○方面に進んだところになります。ニンニク栽培を中心とした兼業農家の譲受人が取得し、耕作する計画です。現況は畑で、有機栽培でニンニクを作付する計画です。権利の内容は所有権の移転で、譲渡人が耕作できないという理由での所有権の移転です。譲受人の取得後の耕作面積は40a以上あり、通作距離は5kmほどで、耕作可能です。譲受人の経営農地はすべて耕作されて、農機具の所有状況はトラクター、田植え機等がそろっており、農業従事者は本人ほか従業員がおり、取得後の耕作に問題ありません。</p>
4 番委員	<p>番号6の調査結果を報告します。5月3日、申請者と推進委員と現地の確認を行いました。土地の所在は、北山田の○○で、国道○○号線の○○○○のところから300mほど入ったところに位置しております。譲受人は、水稻栽培を中心とした兼業農家です。現況は田で、水稻を作付する計画です。権利の内容は所有権の移転で、譲渡人が高齢になったためです。譲受人の取得後の耕作面積は40a以上あり、通作距離は2kmほどで、耕作可能です。譲受人の経営農地はすべて耕作されて、農機具の所有状況はトラクター、田植え機等がそろっており、農業従事者は本人ほか2名がおり、取得後の耕作に問題ありません。</p>
議長	<p>それでは、質疑はありませんか。</p>
議長	<p>無いようでしたら採決します。 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>(挙手)</p>

議長	全員賛成です。議案第1号は原案のとおり決定いたします。
議長	議案第2号、非農地証明願いについて事務局説明をお願いします。
事務局	議案第2号、非農地証明願いについてです 番号1、大字大隈字大河原〇〇〇番〇、登記簿地目は田、面積346㎡です。申請者は、〇〇の〇〇〇〇さんで、非農地の事由は、平成5年5月に農地転用許可を受けて転用しましたが、地目を変えていなかったためです。現況は倉庫が建てられ、宅地として判断されます。担当委員は、3番委員です。
議長	それでは、担当委員の説明を 番号1を 3番委員、お願いします。
3番委員	番号1の調査結果を報告します。5月2日に、申請者と推進委員と現地確認をしました。土地の所在は、国道〇〇〇号線から〇〇〇〇方面に入ったところになります。現況は宅地になっており、倉庫が建っている状態です。平成5年に農地転用許可を受けて、転用しております。今後は、現状のまま管理するということです。以上、報告を終わります。
議長	この件は、過去に農地転用許可を受けたが、地目を変更していなかったという案件になります。 事務局は、補足説明をお願いします。
事務局	(非農地証明願いの説明)
議長	それでは、質疑はありますか。
農業委員	一度許可を出して、もう一度欲しいということですが、最初の許可が無効になるということですか。
事務局	一度取った許可は、許可自体は有効になります。今回は、平成5年に取った許可ですが、それは有効になります。仮に、当時もらった許可書の原本をまだ持っていれば、それはまだ使えるものになり

	<p>ます。ただ、無くしている場合が多いので、許可書の再発行はできませんが、代わりに許可したことの証明を出して、地目変更の手続きを進めてもらう形になります。</p>
議長	<p>質疑がなければ採決をとります。議案第2号、非農地証明願いについて、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第2号、非農地証明願いについて、原案どおり決定し、証明書を交付します。</p> <p>次に、議案第3号、農用地利用集積計画の決定について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>別冊の議案第3号の最後のページをご覧ください。利用権の設定の新規ですが、</p> <p>3年～5年が14件で、33,247㎡、</p> <p>10年以上が5件で、21,070㎡、</p> <p>以上、合計19件で、面積が54,317㎡です。</p>
議長	<p>質疑はありますか。</p>
議長	<p>無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第3号については、原案どおり承認します。</p> <p>次に、議案第4号、農用地利用配分計画の決定について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>別冊の議案第4号の1ページをご覧ください。</p> <p>今回の配分計画書の内容は、農地中間管理機構を介して賃貸借を行うものです。合計3件で、面積が20,841㎡です。</p> <p>以上です。</p>

議長	質疑はありますか。
議長	無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手をお願いします。
農業委員	(挙手)
議長	全員賛成です。議案第4号については、原案どおり承認します。
議長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。 引き続き、報告事項等について事務局説明をお願いします。
事務局	報告第1号、農地法第3条の3条第1項の規定による届出（相続による所有権移転）が1件、届出されております。内容については、ご一読ください。 報告第2号、農地法第18条の規定による合意解約が7件、届出されております。内容についてはご一読ください。 報告第3号、農地法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人の要件確認書が1件報告されています。報告のありました団体につきましては、農地所有適格法人としての要件を満たしていることを報告いたします。内容についてはご一読ください。以上です。
議長	何か質疑はありませんか。
議長	無ければ、協議・連絡事項について事務局説明をお願いします。 (省略)
議長	その他、委員から何かありましたらお願いします。
議長	それでは以上をもちまして玖珠町農業委員会5月定例総会を閉会します。